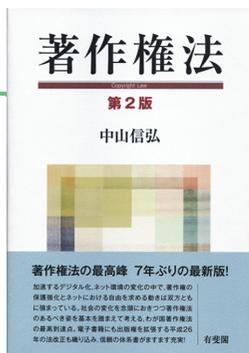


著作権法〔第2版〕

中山信弘

2014年10月刊/720頁/本体5400円+税
A5判/上製



編集
担当者
から

デジタル技術の発達とインターネットの普及は、世の中を大きく変え、表現の方法や対象、範囲もどんどん拡大しています。かつては世界に1点しかオリジナルが存在しなかった著作物もデジタル技術によってコピーしても劣化せず、いくらでも同じものが作れる場合もあります。レコードやCDに固定されていた時代から、音楽はダウンロードするようになり、著作「物」ではなく、「情報」となりつつあります。個人が趣味的に限られた範囲で表現していたものも、今ではホームページなどに掲載することで世界中に発信でき、多くの人が見ることが可能となりました。

このような表現の多様性と流通可能性は、広くは物権法（所有権法）の中に位置づけられてきた著作権法の考え方を根底から揺さぶっています。著作権保護の強化を唱える考え方がある一方で、著作物を社会の発展に繋がる情報と捉え、法律で保護して利用を制限するのではなく、共有することで社会全体の利益にしようという考え方もあります。

著作権法の基礎を学んだうえで、技術の発達によって、法に求められている新しい著作物の保護と利用のあり方を考える。本書には、時代のダイナミックな要請をどう考えればよいのか、そのヒントがいっぱい詰まっています。電子書籍にも出版権を拡張する平成26年の法改正も織りこんだ日本の最高峰の体系書に是非トライしてみてください。(D)

Point!

P

時代と技術の変化に法はどう対応していくのか？

第4章 取引の対象としての著作物

に支払って放送することができる（68条1項）。「著作者」がその利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき（70条4項1号）、または「著作者」が放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるときは規定できない（70条4項2号）。対象は「公表された著作物」であり、その著作物を翻案して放送することまでは含まれない。

この規定により放送される著作物は、有線放送し、自動公衆送信甲を行い、または公の伝達ができるが、38条2項・3項（営利を目的としない上演）の適用のある場合を除き、有線放送・自動公衆送信・公衆伝達する者は通常の利用料相当額の支払をしなければならない（68条2項）。その場合の規定に関する手続と基準（70条、著作権9条）、補償金に関する事項（71条から74条、著作権11条）が規定されている。

この規定は昭和6年の著作権法改正で設けられ（旧22条ノ5）、放送の公益性に由来する規定であるが、未だ利用された例はない。立法当時は電波の稀少性のゆえに放送の公益性という観点から放送事業者に特権的地位を与えたものであるが、ブロードバンド時代になり、電波の帯域も増え、それに伴い放送事業者も増え、電波の公益性の意味も変わってきている。将来的にこのような規定の存続が妥当かという点については、規定制度一般の問題として検討を要するであろう。

③ 商業用レコードへの録音等（69条）

最初に国内で販売され、かつ販売した日から3年以上経過している商業用レコードについては、当該商業用レコードに著作者の許諾を得て録音されている「音楽の著作物」¹¹⁾を録音して他の商業用レコードを製作使用しようとする者は、著作者と協議し、協議が不成立の場合、あるいは協議することができ

11) ここにいう自動公衆送信とは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的とする自動公衆送信（68条2項）、すなわちIPマルチキャスト放送に限られる。IPマルチキャスト放送がそのような限定を受けている以上（102条3号）、当然の範囲である。

12) 放送開始は大正14年であり、昭和6年当時の放送局は日本放送協会（NHK）だけであるため、放送の公益性は今日とは比較にならないほど高かったと考えられる。

13) なお従来から、ネットのような業態的著作物は、本来の対象外と解されている。加えて「著作権法改正案解説（6日版）」479頁、作成文庫「著作権法改正（第4版）」437頁。

第4節 利用許諾

ない場合には、文化庁長官の裁定を受け、かつ通常の使用料相当額として文化庁長官が定める額を著作者に支払って、当該録音・公衆への譲渡または提供をすることができる（69条）。著作者がその利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは規定できない（70条4項1号）。

この規定は、作曲家・作詞家が特定のレコード会社と専属契約をするのが通常であった時代の立法であり、独自の録音権の弊害除去のために設けられたものといわれている。作曲家・作詞家の専属性がほとんど消滅した現在では存在意味は小さい。

その場合の規定に関する手続と基準（70条、著作権10条）、補償金に関する事項（71条から74条、著作権11条）が規定されている。

④ 翻訳権7年強制許諾制度

昭和27年に成立（昭和31年に改正）した万国著作権条約5条2項に基づき、わが国では、翻訳権の保護の例外として「万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律」が定められた。その5条によると、文書が最初に発行された翌年から7年間経過した時点で権利者の許諾を得て日本語で翻訳物が発行され、または絶版になった場合には、一定の条件の下に文化庁長官の許可を受けて翻訳物を発行することができる（翻訳権7年強制許諾制度）。この強制許諾制度は、わが国が万国著作権条約で翻訳権保護の義務を負っている著作物についてのみ適用があり、ベルヌ条約で結ばれている国の間では適用がないので、現在ではほとんど利用されることはない¹⁴⁾。

3. 出版権（79条以下）

① 出版権の内容（80条）

著作権のライセンス（利用許諾）一般については、「その著作物の利用を許諾することができる」と規定されているだけで（80条）、ライセンス一般につき、対抗要件としての登録制度は規定されていない。ただ出版については、歴史的

14) 朝野が成立した昭和31年以降現在まで、昭和41年に1件の利用があったことがあり、それもアメリカがベルヌ条約に加入する前のアメリカの著作物に該当する件である。現在の日本国ではベルヌ条約が適用されるので翻訳権7年強制許諾制度は適用されない。